

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和7年(2025年) 7月29日(火)16時開会
場 所	鎌倉商工会議所 1階 102会議室
委員名	1番 関根豊、2番 石原秀雄、3番 小島信行、4番 小泉紀久夫、 5番 小川和己、6番 落合るみこ、7番 和田雅裕、 8番 二之宮智和、9番 三橋猛、10番 飯田亜希子、 11番 郷原均、12番 市川幸子、13番 平井保男 以上13名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、2番 石原委員、3番 小島委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、8番 二之宮委員、9番 三橋 委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第1、報告第11号、農地法第3条の3の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第1、報告第11号、農地法第3条の3の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告 します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、6月11日から7月10日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の1ページの番号1と、2ページ の整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報 告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年6月4日に相続により届出者が所有権のうち、 被相続人の持分2分の1を取得し、令和7年6月27日に専決処分い たしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい

	て、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	日程第2、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、6月11日から7月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～6ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年8月15日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月17日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年6月27日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月17日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号3と、6ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年6月30日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月17日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、6月11日から7月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の7～12ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。

	7ページの番号1と、9ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年1月15日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月17日に専決処分いたしました。 続きまして、7ページの番号2と、10ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月20日に専決処分いたしました。 続きまして、7ページの番号3と、11ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年7月7日に公衆用道路へ転用のため、令和7年6月27日に専決処分いたしました。 続きまして、8ページの番号4と、12ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年10月10日に専用住宅へ転用のため、令和7年6月30日に専決処分いたしました。 続きまして、8ページの番号5と、13ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年9月1日に公衆用道路へ転用のため、令和7年7月14日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第17号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第17号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について、ご説明いたします。 お手元の送付資料は14ページの議案書、15ページの案内図、16ページの申請書、17,18ページの貸付規程、19ページの区画図、20,21ページの貸付協定、22,23ページの農林水産省作成資料となっています。

	22ページ 参考資料⑥をご覧ください。 特定農地貸付けを行うためには申請者は農地の位置、面積、貸付条件、募集方法等を定める貸付規程を作成し、申請書に貸付規程と貸付協定を添えて農業委員会の承認を受ける必要があります。 農業委員会では、申請があった特定農地貸付の用に供する農地（以降は「当該農地」と言い換えます。）について、次の4つの要件に該当かどうか審議し、適当と判断される場合は、承認することとなります。 1 当該農地が周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 2 特定農地貸付を受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 3 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が特定農地 貸付の適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 4 当該農地に賃借権等の所有権以外の権利が既に設定されていないこと。 本件は、1から4すべての要件に該当しています。 また、計画については、19ページ 参考資料④の区画図のとおり、6㎡の区画を37区画として、年間使用料96,000円、12㎡の区画を5区画として年間使用料192,000円の合計42区画を1つの市民農園として利用者に貸し出しします。 なお、農地の貸付は、原則として農地法の許可が必要となりますが、特定農地貸付法に基づき市民農園として貸付ける場合は、農地法の特例として認められます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5番(小川委員)	議長。5番。7月17日(木)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、良好に管理されており、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第17号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第18号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第18号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料の24ページの議案書、25ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 参考資料24ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和7年9月1日から令和10年8月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人の農作業従事見込み日数は年300日で、農業従事者2名、補助者3名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
6番(落合委員)	議長。6番。7月17日(木)午前9時30分より、平井会長及び小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんが行われており特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第18号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第19号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第6、議案第19号、農用地利用集積等促進計画案の意

	見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料の 26 ページの議案書、27 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 対象地は 6 月総会において合意解約がなされており、公益社団法人神奈川県農業会議から転借人へ貸し出すものとなります。 参考資料 27 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年 8 カ月間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人の農作業従事見込み日数は年 170 日で、農業従事者 2 名で営農するとのこと。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番(小川委員)	議長。5 番。7 月 17 日(木)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんが行われており、特段の問題は無いものと思われま。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 19 号に賛成の方は、挙手をお願いします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 19 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、その他、諸般の報告について、4 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 7、その他、諸般の報告について、4 件、報告いたします。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを 9 月に、農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、市の開発審査課職員

	2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、9番 三橋委員、10番 飯田委員、11番 郷原委員にお願いします。 日程は、9月30日（月）9時30分（火）からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしくお願ひいたします。 次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 7月3日（木）に関谷の圃場にて除草剤散布、草刈り等の実践活動を行いました。 作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 今回は、8月1日（金）に、草刈作業を行う予定です。 Aグループの皆様（和田委員、三橋委員、郷原委員、小島委員）は、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 当日は関谷の圃場に午前8時30分現地集合で、10時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 なお、小泉委員につきましては、別日で耕うん作業の実施をお願いします。 当日が雨天の場合は、8日（金）に延期とします。 当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願ひいたします。 次に、諸般の報告3、農産物品評会、秋の収穫まつりについて報告します。 農産物品評会は 収穫まつりに先立ち、11月29日（土）午後1時から午後3時まで、山崎浄化センターにて 行われる予定です。 収穫まつりは 品評会の翌日、11月30日（日）に 同所、山崎浄化センターにて午前10時から午後1時まで開催予定です。 農産物品評会の総出品点数は、令和5年度 120点、令和6年度 78点の出品となりました。出品数については年々減少傾向となっておりますので、農業委員の皆様におかれましても出品していただくよう、ご協力をお願ひいたします。 次に、諸般の報告4、次回の総会は、8月26日（火）午後3時30分からで、会場は鎌倉商工会議所1階102会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第4回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会 長	栗井 保男
議事録署名委員 2番	石原 裕雄
議事録署名委員 3番	小島 信行